

- 2 前項の規定により審議及び議決された事項については、議長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

(審議の内容等の公表等)

第6条 議長又は国家戦略特別区域担当大臣（国家戦略特別区域担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官）は、原則、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。

- 2 前項に規定する審議の内容等の公表において会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
- 3 前2項の規定により審議の内容等を公表する際は、会議において配付された資料も併せて公表する。
- 4 前項の規定にかかわらず、資料の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 5 効率的な議事の進行を図るため、会議の出席者は、会議で配布する資料を、原則として、当該会議の開催の日の3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。次条において同じ。）前までに、国家戦略特別区域諮問会議事務局を通じて、他の出席者に届くよう努めなければならない。

(議事要旨)

第7条 議長又は国家戦略特別区域担当大臣（国家戦略特別区域担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官）は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

- 2 前項に規定する議事要旨は、会議が開催された翌日から起算して3日以内に公表するよう努めなければならない。

(議事録)

第8条 議長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、4年間を経過した後にこれを公表する。

- 2 前項に関わらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合には、議長が会議の決定を経て当該議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

(公表に当たっての留意事項)

第9条 会議の出席者は、運営規則第6条から第8条までの規定により公表さ